

## 交通事業者運転手等確保支援事業補助金交付要綱

### (目的)

**第1条** 知事は、県内の交通事業者の運転手等を確保するため、交通事業者等に対し、交通事業者運転手等確保支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、沖縄県補助金等の交付に関する規則（昭和47年沖縄県規則第102号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

**第2条** この要綱において、次に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を営し、沖縄県内で運行する者をいう。
- (2) タクシー事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を営し、沖縄県内で運行する者をいう。
- (3) 航路関連事業者 離島航路整備法第2条に該当し、沖縄県内に本社を有する航路事業者及び航路事業者と関連する海事関連事業を営する者をいう。
- (4) 航空関連事業者 沖縄県内のグランドハンドリング事業を営する者をいう。

### (補助対象事業者)

**第3条** 補助金の交付の対象となる事業者（以下「補助対象事業者」という。）は、地域住民の日常生活に不可欠な路線、航路又は航空路を運行し、かつ人材不足が課題となっている、次の各号に定める者とする。

- (1) 交通事業者  
乗合バス事業者、タクシー事業者、航路関連事業者及び航空関連事業者
- (2) 業界団体  
一般社団法人沖縄県バス協会、一般社団法人沖縄県ハイヤー・タクシー協会、公益社団法人沖縄県トラック協会

### (補助対象事業及び補助対象経費等)

**第4条** 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）及び補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に定めるとおりとする。

- 2 補助対象事業の対象期間は、交付決定日の属する年度の4月1日から3月末日までとする。

### (補助金の額)

**第5条** 補助金の額は、別表1に定める補助対象経費の総事業費と補助基準額を比較（複数の補助対象事業を実施する場合は個別の補助対象事業毎に比較）し、いずれか低い額に10分の8を乗じて得た額とする。この場合において、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付限度額)

**第6条** 知事は、予算の範囲内で、補助金を交付するものとする。

### (補助金の交付申請)

**第7条** 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、知事が別に定める日までに、交付申請書（第1号様式）に事業計画書を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることが

できる。

#### (補助金の交付決定)

**第8条** 知事は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切であると認めるときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

#### (交付申請の取下げ)

**第9条** 補助金の交付決定を受けた事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付申請を取下げをする場合は、補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、交付申請取下げ書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の変更交付申請)

**第10条** 補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により内容を変更して補助対象事業を行う場合は、変更交付申請書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

#### (補助金の変更交付決定)

**第11条** 知事は、前条の変更申請を受けたときは、その内容を審査し、補助対象事業が適切であると認めるときは、補助金の変更交付を決定し、補助事業者に通知する。

#### (事業の中止等)

**第12条** 補助事業者は、補助対象事業を中止又は廃止する場合は、中止（廃止）承認申請書（第4号様式）を提出し、知事の承認を受けなければならない。

#### (実績報告)

**第13条** 補助事業者は、補助対象事業が完了した日から起算して30日以内又は補助金の交付決定を受けた年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

#### (補助金の額の確定)

**第14条** 知事は、前条の規定による実績報告を受けたときは、審査及び必要に応じて現地調査等を行い、補助対象事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

#### (交付決定の取消し等)

**第15条** 知事は、第12条の補助対象事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第8条の交付の決定の内容（第11条の規定に基づく変更交付を決定した場合は、変更された内容）の全部又は一部を取消し、又は変更することができる。

- (1) 法令、この要綱又はこれらに基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助対象事業に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

#### (補助金の支払い)

**第16条** 知事は、補助事業者から適正な請求書を受領した日から30日以内に補助金を

支払うものとする。

- 2 知事は、必要と認める場合は、補助金の交付決定の後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金を概算払いできるものとする。
- 3 補助事業者は、前2項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の経理）

**第17条** 補助事業者は、補助対象事業に要する経費について、その収入及び支出を記載した帳簿を備え、経理の状況を常に明確にし関係証拠書類とともに補助対象事業を廃止した日又は完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

#### （事業遂行状況報告）

**第18条** 補助事業者は、補助対象事業の遂行、経費の支出及び第二種免許取得期間及び社内研修期間の賃金補助の対象となった労働者の雇用状況について知事から要求があった場合は、速やかに事業遂行状況報告書（第7号様式）を作成し、知事に提出しなければならない。

#### （雑則）

**第19条** この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関する必要な事項は別に定める。

##### 附 則

- 1 この要綱は、令和2年1月27日から施行し、令和元年予算に係る補助金から適用する。
- 2 この要綱は、令和7年3月31日をもって効力を失う。ただし、この要綱に基づき、同日までに交付の決定をした補助金については、同日後もなおその効力を有する。

##### 附 則

この要綱は、令和2年11月13日から施行し、令和2年度予算に係る補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和3年3月30日から施行し、令和3年度予算に係る補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和4年3月30日から施行し、令和4年度予算に係る補助金から適用する。

##### 附 則

この要綱は、令和5年6月12日から施行し、令和5年度予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

補助対象事業	補助対象経費	補助基準額
<p>1 人材確保推進事業</p> <p>補助事業者において、交通事業者の人材確保に繋がる取組として、求人募集等の広告や就職説明会等を実施する事業</p>	<p>①求人誌を発行する事業者(広告代理店を含む)に対する広告宣伝費</p>	<p>(交通事業者)</p> <p>補助事業者 1 者あたり 1,600 千円を上限とする。</p>
	<p>②就職説明会、乗車イベント等の開催を案内する情報発信に必要な印刷製本費、広告宣伝費等、人材採用に係る助言等を依頼する外部専門家に対する謝金等</p>	<p>(業界団体)</p> <p>補助事業者 1 者あたり 4,000 千円を上限とする。</p>
<p>2 人材発掘支援事業</p> <p>補助事業者において、交通事業者の人材確保に繋がる取組として、学校訪問による啓発活動、出前講座や職場体験等の交通事業者の PR を実施する事業</p>	<p>交通事業者の PR の取組に必要な会場借用料、車両使用料、交通費、人件費等</p>	<p>(交通事業者)</p> <p>補助事業者 1 者、1 回(1 日)あたり 100 千円を上限とする。</p>
		<p>(業界団体)</p> <p>補助事業者 1 者、1 回(1 日)あたり 250 千円を上限とする。</p>

(注) 消費税及び地方消費税等仕入控除税額は、補助対象経費に含めない。